

「宗寿居士古遺言」と「宗竺二遺書」

三井 山 口 栄 蔵
礼 子

は し が き

三井家が「同苗」による財産の共有制度を江戸時代の中期から採用し、明治三三年（一九〇〇）の家憲制定によって一層それを整備して、終戦後の占領政策による解体まで維持したことは、既に周知の事実に属する。そして、この同苗による家産の共有制が、初代高利（宗寿）の遺書に端を発し、惣領家二代高平（宗竺）の遺書によって確立されたものであることも、多くの人々によって紹介されてきている。⁽¹⁾しかし、両遺書の全文は、研究者が自由に眼にし得る形で印行されたことがなく、従来の紹介も明治四二年（一九〇九）に三井家編纂室によって編纂された『稿本三井家史料』北家初代三井高利、同第二代三井高平各巻によって行われてきたのである。

本稿は、三井八郎右衛門氏の所蔵に係わる両遺書の原本⁽²⁾によっ

て、その全文を掲載すると同時に、若干の付属書類をあわせて紹介し、利用者の便宜のために、文中にあらわれる人名等について簡単な注を加わえておいた。

本稿は両遺書の全文を紹介することを目的としたので、江戸時代における商家の家産共有制のもつ意味や役割などの歴史的位置づけに関しては、全面的に他の機会に譲ることとした。

(1) 土屋喬雄『日本資本主義の経営的研究』（みすず書房）そのほか。

(2) 遺書原本の納められている桐篋（縦三四・五糎×横二五糎×深七・五糎、鍵付）の表面には次の内容物の表記が墨書されている。

宗寿居士古遺言	巻通	封之印
宗寿居士御印判	巻封	宗竺 ⁽¹⁾
同苗々宗竺二江之古書物	巻通	宗印 ⁽²⁾

宗竺遺書 老冊 宗利[㊦]

家伝記 老冊

宗印作商売記 老冊

同苗列座挨拶書物 老通

伏見宗秀并妻書物 老通

小野田珠林書物 老通

宗竺居士遺状添書 老通

三箱之内 老箱は勢州ニ差置

老箱は新町両替店ニ差置

一 宗寿居士古遺言

三井高利は元和八年（一六二二）の生れで、通称を八郎兵衛と
いったが、延宝八年（一六八〇）剃髮して宗寿と称した。しかし
家業から隠退したわけではなく、京都にあって事業を総括し続け
ていた。遺書が書かれた元禄七年（一六九四）二月宗寿は数え年
七三才で前年の春から既に病床にあり、同年五月六日に歿してい
るから、最も晩年に作成されたものである。

高利には実子として一人の男子と五人の女子があったが、そ
のうち男女各二人が先立って他界し、ほかに長女に婿として迎え
た養子と縁戚から迎えた養子とがあった。なお、妻かね（寿讚）
も健在であった。従って、高利が遺産相続についての遺書をつく
るとき、対象となったのは九人の男子と二人の養子、それに妻の
計一二人であった筈である。

次に掲げるものが、宗寿の遺書の全文で、これは「元禄遺書」
と略称される事もあるが、こゝには包紙のうわ書に従って「宗寿居
士古遺言」と呼ぶこととする。原本は紙背に高利の繸目印を捺し
た西ノ内の一紙ものであって、本文は四男次郎右衛門（高伴）の
筆になると推定される。また相続人の署名は本文と異筆で、原則
的には花押と共に本人の自署によつたと思われるが、全部がそう
であるかどうかは必ずしも確言できない。また長男八郎兵衛（高
平）の署名の下に次男高富の印が捺されていて、その側らに「改」
と書入れて高平の印が捺されていること、しかもそこに捺されて
いる高富の印が、次行の自己の署名下にある印と別なものである
ことも不可解であるが、その事情を詳かにすることができない。

なお、「三井宗寿」の署名は自署でない。それはこの遺書が作
成された時の高利の健康状態を推察させる手掛りとみてよいであ
ろう。因みに、遺産相続者と認められるものが二人あったのに
対して、遺書によって遺産の配分をうけたのは一人である。そ
れは、一一男高勝が配分から落ちていたためである。幼名を宗助
といったこの高勝は、元禄五年の生まれとあるから、遺書が作ら
れた当時、数え年三才であった筈である。九男と一〇男とが、そ
れぞれ長男・次男の推定相続人（世傳分）の資格をとりつつ独自の
配分をうけたのに、高勝だけが、なぜ配分から除外されたのか
その事情は詳かでない。ただ数多い兄弟姉妹のなかで、高勝だけ
が別腹であったことに、その一因が存したかと思われる。

その後の事実上の措置をみると、宗寿の次男八郎右衛門（高

富)が高勝を引取って養育し、宗寿の遺書によってその養嗣子と定められた一〇男九郎右衛門(高春)のあと、次男家を嗣がせる方針が固められていっており、宗寿別腹の子であることを秘して、八郎右衛門(高富)の実子として取扱われるようになっていっている。

遺書の内容は遺産の配分に限定されており、妻寿讀への遺贈分銀一〇〇貫目を除いた遺産を七〇箇に分け、長男高平の二九から養子吉郎右衛門夫妻の〇・八まで、実子はほぼ年令順に格差を付して配当する形をとっている。その間に若干の異例があることについては注記を参照されたい。

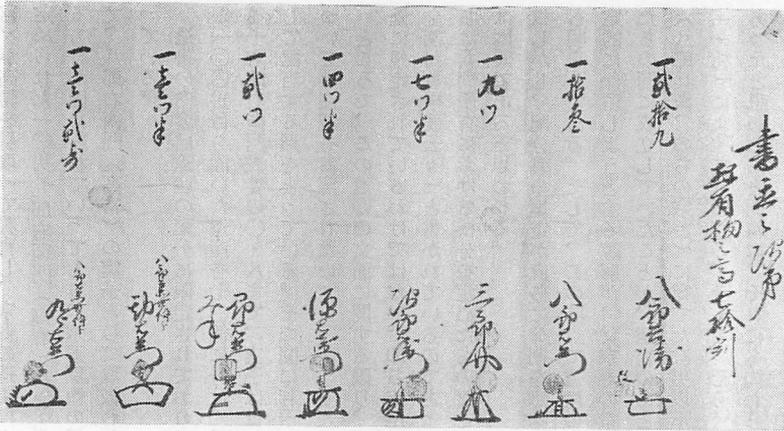
ところで、この遺書の文面に関する限り、家産の共同所有が明確に規定されているわけではない。即ち末尾に「右之通名々元手金割付置申候云々」と書かれていたのであって、この文面から直ちに共同所有における持分を定めたものだという解釈を導くことは困難であると思われる。

しかし、配分率の規定が直ちに分割を意味するものでないことも明らかである。そして、この時点で遺産の分割を、少くとも暫定的に保留しようとする諒解が、父宗寿の希望を含めて、相続人たちの間に成立していたことが、遺書のあとに掲げる長男高平(八郎兵衛、のちの宗竺)に宛てた次男以下連判の誓約書である「一札」によって知られる。そして、恐らくそれが宗寿の意志であったと思われると同時に、それにも拘わらず、長男家に独自の相続分を保留しようとする矛盾した意志が宗寿自身のなかに並存

していたことも、この誓約書への宗寿の奥書によって窺われる。なお、この「一札」は宗寿の奥書を含めて、遺書と同一筆蹟であって、前記の通り四男次郎右衛門(高伴)の手になるものと認められる。

また二通の文書とも原本中の文言には句読点は全くないが、今こゝに復刻するに際しては若干の句読点を施して読解の便宜をはかった。この事は後段に掲載した「宗竺遺書」の場合にも同様と承知されたい。

なお原文の異体字の多くも現行活字の使用上止むを得ず改めたが、誤字は(ママ)と傍記してそのままに使用した。



〔表包ウツ書〕(朱書)
 〔宗寿居士遺言〕 壹通
 同苗々宗竺江之古書物壹通
 〔端裏書〕
 〔江〕

書置之次第

惣有物之高七拾割

一 貳拾九

八郎兵衛⁽²⁾○高平(花押)

一 拾叁

改□(黒印)

八郎右衛門⁽³⁾○高富(花押)

一 九ツ

三郎介⁽⁴⁾○高治(花押)

一 七ツ半

次郎右衛門⁽⁵⁾○高清(花押)

一 四ツ半

源右衛門⁽⁶⁾○利昌(花押)

一 貳ツ

即右衛門⁽⁷⁾□弘孝(花押)

一 壹ツ半

みね⁽⁸⁾

八郎兵衛世粹分

勘右衛門⁽⁹⁾○高久(花押)

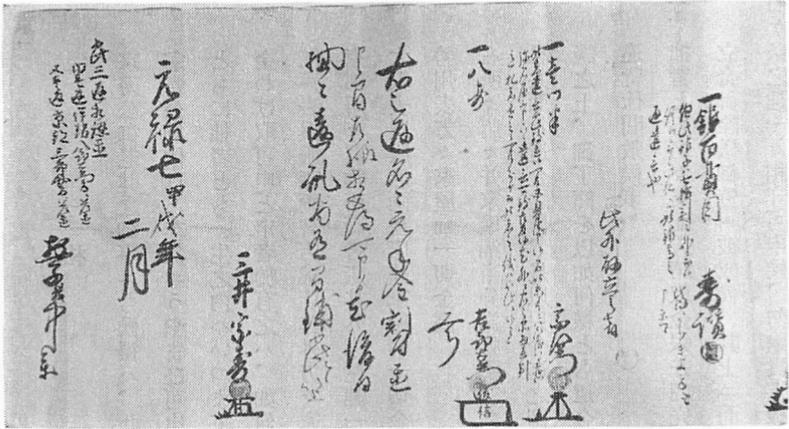
八郎右衛門世粹分

九郎右衛門⁽¹⁰⁾○高光(花押)

一 壹ツ貳步

一 銀百貫目

壽⁽¹¹⁾讚⁽¹²⁾○



但此銀子ハ七拾割之外ニ而候 此内ニかちきよ方へも
何ツニ而も此仁へハ此銀高之 申置候
通遺言也

此外取立之者

一 壹ツ歩 宗左衛門○(花押)

此者遺言如此致置候へ共未見届ケ申候間、此末共ニ八郎兵衛八郎右衛門弥見
届不申候ハ、遺言可致変候、尤外ニ右之品惣連判之一札は有之候へ共、分ケ
而此者之儀ハ如此ニ候、已上

一 八歩 吉郎右衛門○俊信(花押)

みち(16)

右之通名々元手金割付置申候間、左様相心得可申候、尤後日面々違乱
為有間鋪如此ニ候、以上

三井宗寿○(花押)

元禄七甲戌年

二月

如此三通相認置

内菅通伊勢八郎右衛門方ニ差置

又菅通京都三郎介方ニ差置

惣子共中参

一 札

一 宗寿公御老躰之御事ニも候得ハ、此末御余命之程も難計被存候、勿論何時御死去候共、其後も貴方様をいつまでも宗寿公御代りと存父ニうやまひ可申候、元方宗寿公御存生之内ニ名々兄弟中元手金之儀遺言被成置候へとも、それとも拙者とも一生之内ハいつまでも只今迄之通、身底一知⁽¹⁷⁾ニ仕置可申候、万一末ニ至此連判之内たれに而も元手金わけ取可申と申者於有之ハ、如何様とも貴方様御心次第ニ可被仰付候、其節一言御断申間鋪候事

一 江戸表呉服店両替店綿店其外方々家屋鋪一切金高

一 京都所々買物所両替店其外家屋鋪一切金高

一 大坂表呉服店両替店并家屋鋪一切金高

一 勢州表方々家屋鋪一切金高

右所々店々并家屋鋪当分爲勝手、名代ニハ致置候へとも毛頭一分之家屋敷并店元手金ニ而ハ無御座候事⁽¹⁸⁾

一 私共面々遺金之儀、是以只今迄之御定之通少も相違仕間鋪候、併此末ニ至り不叶入出来候節ハ、御断を立双方相談之上、御了簡を以如何様とも遺金改置⁽¹⁹⁾シ可申候、尤兄弟中之内たとへ少々遺不同有之候とも、御了簡之上ハ少も違背仕間敷候事⁽¹⁹⁾

一 拙者とも名々支配方請取金銀并商売物之内ニ而、少ニ而もこもふらしき様ニ思召儀御座候ハ、何時ニよらず双方立合御詮儀御覽可被成候、其上ニ而若相違成義も御座候ハ、いか様とも越度ニ可被仰付候、其時一言申上間鋪候右ヶ条之趣一々相守可申候、勿論貴方様を父ニうやまひ申上ハ⁽²⁰⁾、たとへ右ヶ条之外たりと言とも被仰付候趣、何分ニも

違背仕間鋪候、為其兄弟中連判仕候、仍如件

御取立之者

吉郎右衛門(黒印)○俊信(花押)

御取立之者

宗左衛門(黒印)○(花押)

八郎右衛門(世粹分)

九郎右衛門(黒印)○高光(花押)

八郎兵衛(世粹分)

勘右衛門(黒印)◇高久(花押)

即右衛門(黒印)□弘孝(花押)

源右衛門(黒印)○利昌(花押)

次郎右衛門(黒印)○高清(花押)

三郎助(黒印)○高治(花押)

同八郎右衛門(黒印)○(花押)

元禄七申戌年(1692)

二月

三井八郎兵衛様

右ヶ条之外ニ

一 御公儀御為替之儀ハ、是以惣兄弟中家徳たるへし

一 御公儀御呉服一卷ハ、八郎兵衛一分之家徳たるへし

右段々之趣、我等相果候とも存生之通急度相守可申候、元ハ八郎兵衛儀、惣兄弟中ハ親ニウやまひ可申候、此儀万一相

背者於有之ハ、八郎兵衛いか様とも心次第二可申付候、勿論八郎兵衛方ハ弟共へそれ〳〵二憐愍加非儀無之様ニ常々相嗜可申候、為其奥書如此ニ候、以上

元禄七申戌年
(1722)

二月

惣子共中参

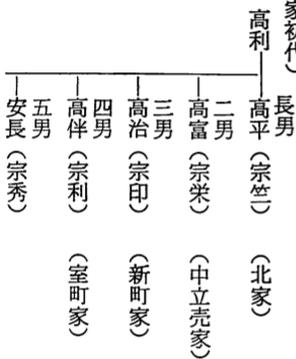
如此式通相認置

内卷通伊勢寿讀尼方ニ差置⁽²¹⁾

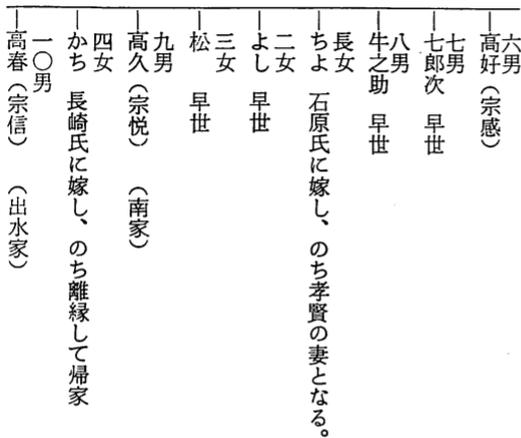
(1) 総資産のこと。このときの総資産は江戸、京都、大坂各地の呉服店、両替店、綿店および各地の家屋敷所持分、それに勢州の家屋敷一切の金高で構成されていたとみられる。その類は「宗栄老自筆覚書」等の史料からほぼ七万二千両程度と推定される。注(21)を参照。

(2) (三井高利(宗寿)の子女略系)

(北家初代)



三井宗寿〇(花押)
(黒印)



- 五女
—みか 中川清三郎に嫁す
—一男
—高勝(宗以) (中立売家を継ぐ)
—養子 孝賢(了榮) 桜井氏より養ひ、ちよに配す
—養子 養子 (松坂南家)
—高古(一恕) 小野田氏より養ひ、安長の長女を配す
(松坂北家)
- (3) 高利(宗寿)の長男、高平(宗竺)、惣領家の二代、承応二年(一六五三)に生まれ、寛文一〇年(一六七〇)には名を八郎右衛門としたが、貞享四年(一六八七)に八郎兵衛と改めている。元禄一五年(一七〇二)に宗竺となる。元文二年(一七三七)に没す。
- (4) 高利の次男、高富(宗栄)のこと。中立売三井家の初代、承応三年(一六五四)に生まれる。寛文一一年(一六七二)に次郎右衛門となったが、貞享二年(一六八五)に八郎兵衛と改め、ついで同四年(一六八七)兄高平の後をうけ八郎右衛門となる。宝永六年(一七〇九)に没す。
- (5) 高利の三男、高治(宗印)のこと、新町三井家の初代、明暦三年(一六五七)に生まれ、延宝二年(一六七四)に三郎兵衛となったが、貞享三年(一六八六)に三郎助となる。ついで宝永六年(一七〇九)に兄高富の後をついで八郎右衛門

と改める。享保一一年(一七二六)に没す。

- (5) 高利の四男、高伴(宗利)のこと。室町三井家の初代、万治二年(一六五九)に生まれ、延宝四年(一六七六)に名を源右衛門、ついで貞享二年(一六八五)に高富の後をうけて次郎右衛門と改名する。宝永五年(一七〇八)に九右衛門となる。享保一四年(一七二九)に没す。

- (6) 高利の六男、高好(宗感)のこと。寛文二年(一六六二)に生まれ、勘右衛門、源右衛門と名のる。宝永元年(一七〇四)に没す。

- (7) 松坂の桜井弘重(高利の実兄)の四男として万治三年(一六六〇)に生まれ、元禄四年(一六九一)に叔父高利の養子となり、名を即右衛門と改む。翌年高利の長女千代(かね)と結婚す。松坂南三井家の初代、享保六年(一七二二)に没す。

- (8) 高利の長女、寛文九年(一六六九)生れ。延宝六年(一六七八)に手代七左衛門(石原氏、のち三井姓を称す)に嫁したが、元禄二年(一六八九)に夫に死別、高利の養子となった従兄即右衛門弘重と再婚した。元禄九年(一六九六)歿。

- (9) 高利の九男高久(宗悦)、寛文二年(一六七二)に生まれる。貞享三年(一六八六)ころ勘右衛門、元禄一三年(一七〇〇)に八郎次郎と改名す。享保一一年(一七二六)に没す。この遺書が作られた元禄七年(一六九四)には三才で長兄八郎兵衛(高平)の養子格となっているが、のちに一家を創

立して南三井家の初代となった。

- (10) 高利の一〇男高春(宗信)、出水家の初代、延宝三年(一六七五)に生まれ、元禄七年(一六九四)に九郎右衛門、ついで同九年に助八、宝永五年(一七〇八)に次郎右衛門、享保五年(一七二〇)に宗八と名を改む。享保二〇年(一七三五)に没す。この遺書では次兄八郎右衛門(高富)の養子格となっているが、六男源右衛門(高好)が宝永元年に歿したため、その名跡をついで出水三井家の初代となった。
- (11) 高利の妻かね、松坂の中川浄安の女として寛永一二年(一六三五)に生まれ、慶安二年(一六四九)に高利の妻となる。元禄九年(一六九六)に没す。

- (12) 高利の四女、延宝元年(一六七三)生れ、のち長井家をたてる。遺書当時松坂の長崎八兵衛に嫁していた。なお後注(49)参照。

- (13) 高利の五女、延宝七年(一六七九)に生まれ、中川清三郎へ嫁す。

- (14) 高利の五男、安長(宗秀)のこと。万治三年(一六六〇)に生まれる。早くから他家の養子となったが不縁のため実家へもどる。享保一七年(一七三三)に没す。宗寿がその将来に不安をもち配分率を一応定めながらも、長男高平と次男高富に後事を托しているわけである。なお後注(37)(45)(14)参照。

- (15) 松坂の小野田俊貞の三男で、高利の五男宗左衛門(安長)

の長女みちの夫である。注(14)に記すように安長が養家先を不縁となったため、高利は孫娘みちのために、その夫吉郎右衛門を養子に迎えたのであろう。吉郎右衛門(高古)は松坂北家の初代である。

- (16) 注(15)参照。

(17) 「身底」は「身代」「身体」「身上」などと共に資産ないし家産を意味した。「一知」は「一致」と同義で、「分知」「分割」の反対語である。従って、ここで資産の不分割、つまり共同所有が申合されているわけであるが、前後の文脈のなかで読めば、宗寿の遺書によって兄弟各人への「元手金」の配分率が定められ、分割相続の原則が打出されたけれども、それにも拘わらず、自分たち兄弟一代の間は従来通りの不分割を続けようといっているのである。連判者のうちから、遺書に示された配分率による「元手金」の分与を請求する者が出たときは、宗寿の死後、父代りの位置につくことを一同が承認した長兄高平(八郎兵衛)の判断に一任するという文節に続いているのもそのためである。要するに、この時点では家産の共有は暫定的な措置として申合されているにとどまっています、制度化されてはいなかったと解される。

(18) 江戸、京都、大坂各地の店との資産額がそれぞれいくらになるか明示することはできないが、江戸、京都、大坂の各異服店の有物・有金銀・売掛の総高は銀一八二貫九六八匁七分である(元禄七年正月、京本店「目録帳」三井文庫所蔵史

料本一一七二)。また江戸で元禄六年(一六九三)までに買入れた地所は金二万〇八五両である(宝永六年二月「家有帳」統六五九四)。史料的に確実に示すことのできる額は右のとおりであるが、この条項で注目すべきことは、これらの資産の名義人がたとえ八郎右衛門、次郎右衛門、源右衛門と個々の名前になっていようと、それは直ちにその名義人個人の所有ではなく店名前前であるというのである。各人の配分率と營業店、不動産などの名義上の所有とが別個のものであることを確認した条項なのである。

(19) この遺書作成の直前(元禄六年一月)に、以下のように同苗各人の一カ年の賄高を定めて、翌七年より実施することにした。

定

一拾五貫目	宗寿
一六貫目	壽讚
一拾五貫目	八郎兵衛(高平)
一九貫目	八郎右衛門(高富)
一七貫貳百目	三郎助(高治)
一七貫貳百目	次郎右衛門(高伴)
一四貫貳百目	源右衛門(高好)
一三貫目	即右衛門(孝賢)
一貳貫五百目	吉郎右衛門(高古)
一毫貫貳百目	惣左衛門(安長)

右は戌年々相改面々々々年之遺高也、蔵普請杯之様成各成各別入用出来候ハ、兄弟中江可願申者也

卯十一月九日

(20) 長兄八郎兵衛(高平)を宗寿死後は「父ニうやまう」という表現が、この「一札」のうち三箇所も現われている。そして、父代りとして立てる上は、その指示にすべて従うと誓約しているのである。これが後に「親分」として制度化される端緒をなすのであるが、これらの「父」「親分」を歴史的範疇としてどう位置づけるかは重要な問題点である。それを単純に家父長制と解すべきものでないことは勿論であり、特定の家産制における特定の家長の存在形態に他ならないとしても、その歴史的位置づけには慎重な検討を必要とする。

(21) 以上に掲げた元禄七年(一六九四)二月の「宗寿居士古遺言」と、それに添えられた長兄高平宛の「一札」が形成されるまでの経過の一端を示す断片的な書付が四通残っている。それらは「宗栄老自筆覚書」として一括保存されたもので、この「宗栄老自筆覚書」なる題書は高平の筆蹟である。以下はその宗栄(高利の次男高富)の覚書の四通の全文である。

(表包ウツ書)

「宗栄老自筆覚書」

(一)

一式拾八半

八郎兵衛

一拾三八(半) ×印消字
カッコ内訂正 以下同

一八九 三郎介

一八ツ半(七) 治郎右衛門

一五ツ(四ツ半) 源右衛門

一式 即右衛門

一壹ツ半 勘右衛門

一壹ツ式 庄二郎

一壹ツ半(半) 惣左衛門

一八りん 吉郎右衛門

一百式拾ノ刃 志ゆさん

但是式ツ分積り、此外ニも御用候ハ、五十百ニて手合
惣高ニて相渡し可申候

(二)

一式十八 八郎兵衛

一拾三半(四、三八) ×××× 八郎右衛門

一八ツ半(九) ×××× 三郎介

一七ツ半(八) ×××× 治郎右衛門

一四ツ半(五ツ) ×××× 源右衛門

一式 即右衛門

一壹ツ半 勘右衛門

一壹ツ式 庄二郎

一壹ツ半 惣左衛門

一百貫目 志ゆさん

但是ハ御用候ハ、様子手合此上五十ノ刃百ノ刃ニて、惣

高ノ内ニて相渡し可申候

一百貫目 吉郎右衛門

但是ハ四十才之年、右之都合ニて店へ利足ニて預り遣し

可申候

(紙背)

一式百式十四ノ刃 八郎兵衛

一九十六ノ式百刃 八郎右衛門

一六十四ノ百七十刃 三郎介

一五十三ノ五百刃 治郎右衛門

一卅式ノ刃 源右衛門

一十四ノ式百六十刃 即右衛門

一十ノ七百刃 勘右衛門

一八ノ五百五十刃 庄二郎

一十ノ七百刃 惣左衛門

一五ノ七百刃 吉郎右衛門

壽評 (44)

(三)

七拾割

壹ノ八百刃

年四十式才

一三拾	八郎兵衛
八百七十式ノ匁	年四十一才
一拾三	八郎右衛門
七百五十四ノ匁	年三十八才
一八ツ半	三郎介
七百七十ノ匁	年三十六才
一七ツ半	治郎右衛門
五百六十匁	年三十三才
一四ツ半	源右衛門
式百式十ノ匁	年卅五才
一式	即右衛門
一壺ツ半	勘右衛門
一壺ツ式ふ	庄二郎
一八ふ	惣左衛門
一八ふ	吉郎右衛門
一百貫目	志ゆさん

但志ゆさん以後入用之時相渡し可申事

(四)

七拾割四人入札

壺ノ五百匁	年四十式才
三十	八郎兵衛
廿五	
廿五	

七百七拾ノ匁	十四	年四十一才
拾三半 ^x	十式半	八郎右衛門
十式半		
六百廿四ノ匁	十ヲ	年三十八才
八半	九	三郎介
十ヲ		
六百四十四ノ匁	八	年三十六才
六ツ半 ^x	八	治郎右衛門
六ツ半 ^x	八	
(七ツ半)	八	
四百五十式ノ匁	五	年三十三才
四ツ半	四半	源右衛門
留□		
式百十五ノ匁	三	年三十五才
式	式七ふ	即右衛門
式		
式百五十ノ匁		
壺ツ半	式	勘右衛門
一式ふ		

貳百貫匁

壹貳ふ

貳
壹ツ半
壹ツ

庄二郎

百十ノ匁

壹ツ

三十才

八りん

八りん
八りん

吉郎右衛門

×××
壹ツ半

壹ツ
〇〇

志ゆさん

〇〇
〇〇

貳ツ
五ふ

惣左衛門

これら四通の覚書がつくられた時期や、四通の前後関係も詳かでない。また、注(19)に示した元禄六年一月九日付の賄高に関する取決めとの前後関係も知り得ない。

四通の覚書と遺書とを比較してみると、高利の妻寿讀への遺贈分を除いた遺産総額を七〇とし、これを一〇人に配分するという原則は覚書の時点で既にほぼ確定していたことが知られるし、(但し覚書の第二で吉郎右衛門への配分を銀一〇〇貫目という実数で示しているのが例外としてある。)寿讀への遺贈を銀一〇〇貫目とすることもほぼ一致していたことがわかる(但し覚書の第一は一二〇貫としている)。また、

遺書を含めた五種の配分にも、それほど大きな差が見出されないが、注目されるのは「七拾割四人入札」と書かれた覚書の第四である。このとき入札をした四人とは誰れ誰れであったのか。覚書は上に一人、下に並べて三人の案を記入しているが、上段に書かれているのは誰れの案であったのか。また配分をうける各人毎に銀高が書かれているが、これは何を意味するのか。答えようのない疑問のみがわく。特にこの配分率の決定に、遺書の作成者である高利(宗寿)自身がどこまで参加したのであるうか。仮りに上段に記入された数字を高利のものとするれば、入札に参加した男子は三人となる。それとも、高利は大綱を示すにとどめて、具体的な配分を四人の男子に委ねたのであったか。そうだとすれば、上段の数字は「父代り」を予定された長男高平のものということになるうか。いずれとも言い難いけれども、上段と下段三人との数字の開きの大きいのが、八郎兵衛高平の分であることが目につく。上段が三〇であるのに対して、下段は三つとも二五としているからである。そして、高平分についての三段に記入された三人の意見を無視したまま、上段の数字に若干の訂正が加えられている。即ち八郎右衛門と惣左衛門の分から〇・五ずつを減じて、治郎右衛門に一・〇を加えているのである。そしてこの訂正は下段三人の意見を加味して行われた傾向がうかがわれる。覚書の第三は、こうしてできた配分率と全く同一である。

覚書の第一は、この第三を加工したものであったかも知れない。つまり、第四での調整過程で〇・五ずつを減じた八郎右衛門、惣左衛門に三郎助を加えた三人に〇・五ずつを加算し、その分を八郎兵衛から一・五減らしたとみることができからである。そして、最後の決定である遺書の数字に最も近いのがこの覚書第一なのであって、両者の差異は、再び八郎右衛門から〇・五減じて八郎兵衛に加えているだけである。

以上は一応の推測であるが、それが仮りに大過ないとしても、覚書第二がどこに位置するかという疑問も残る。

なお、覚書第一の寿讃の項に銀一二〇貫目が「式ツ分積り」と注されていることから、七〇分の一を銀六〇貫目、七〇を銀四二〇〇貫目と計算し、寿讃分の一二〇貫を加えた銀四三二〇貫目を高利の遺産総額と概算することもできそうである。(覚書第三の八郎兵衛分三〇が銀一八〇〇貫目という数字からも、同様に四二〇〇貫目が得られるが、八郎右衛門以下に係わる数字が全く一致しない。)そして、銀六〇目金一両として換算した七万二千両のうちから寿讃分二千両(銀一二〇貫の換算)を差引いた七万両が、配分に際して七〇を総箇數とした根拠であったという推測も、可能性としては成り立つ。

二 宗竺遺書

「宗竺遺書」は高利(宗寿)の長子で惣領家を継いだ高平(前

出の宗寿遺書にみえる八郎兵衛である)が、享保七年(一七三二)一月一日付で遺した「遺書」の形をとる三井一家の「家法」である。この年、高平は七〇才であったが、八五才の長寿を保ったから、死去の一五年前に作られており、しかも同日付で財産の分配、割歩、賄料などの項目を除外して営業上の心得を中心に纏めなおしたと思われる「家法式目」と、別に父祖の事蹟を録した「家伝記」とが書かれている。また、同じ日付で弟高治(高利の三男、宗寿遺書にみえる三郎介)の名で営業上の事蹟を詳細に記録した「商売記」も作られていることなどを併せ考えると、宗竺遺書は家伝記・商売記と共に相当期間にわたる準備の上で作成されたものであったことが明らかであり、末尾の条項に「子孫に至る迄、此遺書之趣、親分の者申し聞せ、段々判形致させ置可申事」とある通り、末代の子孫にまで向けて規制力をもつ家法として作られたものである。このように家法を遺書の形態で作成することは、江戸時代に広く行われたところであった。

宗竺遺書の原本は現にその直系子孫である三井八郎右衛門氏のもとに所蔵されているが、西ノ内を料紙に使い、墨付五一丁、巻頭に一丁、巻末に七丁の白紙が添っている。浅葱厚紙の表紙の中央に本文と異筆の題箋「宗竺遺書」がはられている。本文の筆蹟は、同時期の「家伝記」「商売記」および「町人考見録」と同筆で、筆者に依頼して清書させたものと思われる。宗竺の署名、宗印・宗利の奥書と署名、ならびに請連印の署名も本文と同筆であるが、連印の一人目に当る新八以下五名の署名は異筆である。

宗室遺書

遺書

一 今宗室書中宗室遺書を以て
 御公義時々御法度之趣、主人は不及申手代下々迄早速申聞
 せ堅相守可申候、并博奕諸勝負等堅仕間敷事
 一 同苗共益心を同ふし、上に立ものハ下をめぐみ、下たる者
 は上をうやまふへし、我々ハ兄弟にしてむつましく、此末は
 又左にあらず、然は弥心ひとつにし、建置家法礼義をみたさ
 す、能慎守の時は益業へるの利、人各其心有、かれが心をく
 み、我を計て事をなさは能調る、己を立人を計らざるハ外調
 とも内和せず、ふくせざる時ハ乱也、此旨能々心得へし、奢
 生る時ハ家業を忘れ、其商にをろか成時はなんぞ繁昌せん、
 只一家したしく身を慎私なく券属を能めぐみ、家業におこた
 りなき時は、弥繁昌相統可致事
 一 商人は不断之心掛うすき時は、他より其商をうばふ、是軍

〔題名〕宗室遺書

遺書⁽²²⁾

一 今度宗寿居士御遺書を以、家法を相改建置候間、其趣子孫永々相守相違有間鋪事

一 我家は宗寿より伝へ置れ候家業致相統、于今至益繁昌する事、是祖父之冥加也、子孫弥難有可存事⁽²³⁾

一 御公義時々御法度之趣、主人は不及申手代下々迄早速申聞せ堅相守可申候、并博奕諸勝負等堅仕間敷事

一 同苗共益心を同ふし、上に立ものハ下をめぐみ、下たる者は上をうやまふへし、我々ハ兄弟にしてむつましく、此末は又左にあらず、然は弥心ひとつにし、建置家法礼義をみたさす、能慎守の時は益業へるの利、人各其心有、かれが心をくみ、我を計て事をなさは能調る、己を立人を計らざるハ外調とも内和せず、ふくせざる時ハ乱也、此旨能々心得へし、奢生る時ハ家業を忘れ、其商にをろか成時はなんぞ繁昌せん、只一家したしく身を慎私なく券属を能めぐみ、家業におこたりなき時は、弥繁昌相統可致事

一 商人は不断之心掛うすき時は、他より其商をうばふ、是軍

の利、多年心に無懈怠商のみちを能勤、券屬を養内を治め外家業をこたらされハ家栄る也、大工の家を作るにも頭領ありとも夫々の大工なくんはならず、頭領能時は能出来す、皆是諸共にして、頭領能下をつかへば也

一 手代を見立る事專要候、少きしつをあげて大キ成益を捨る事なかれ、少之益を取て大キ成しつを求る事有、家来之能もあしきも又主人たる者之心也、昔より能大將軍にハ能家臣あり、悪敷主にはあしき家来有、是上のくらきと明らか成との違也、家業にくらき主は、其手代之働をしらず、下に能ものありても用る事なし、いたつらに差置は其ものは主のくらきをうらみ、退く心出来る者也、扱上にある手代は下を能めぐみて私なく、能を上ケ用ひ悪敷をはぶき、上下心を合し事をなさは、成らざる事なし、商は的事とし、手前能調る時はあたらずといふ事なし、商に是を限りといふ事なく、能働ハ繁昌す、工面あしけれハ商減少す、然は功ある者を能取立て、立身申付る時ハ、をのつから外のおしき者も、能成る道理也、実を以人をつかへは、人又実を以したかふ、邪なれば又かくのことし、かれハ我有よく可存事⁽²⁶⁾

一 田舎は自然と奢なく、物に移る事なし、其上それくの地頭ありておのつから慎故、町人永ク家続く、江戸京大坂は御公儀よりの御法度之外恐るゝ事なく、諸事ニ付結構を見習ひ奢出心高ぶり身に位を付、夫より家業も疎略に成申故、二代三代礎に親のことく、繁昌相統致すもの無之候間、前車のくつかへるを見て、後車の誠の心持忘れず、弥慎可申事

親分之事并仕置之次第⁽²⁶⁾

一 親分は一家惣親分と相心得、其以下のもの共、実の親のことく能仕へ、其志にたかはず、申付る品、急度相守可申候、宗印宗利迄ハ大元四軒の本家候間、順々親分に致し可申候、夫過候ハ、惣領家故八郎右衛門親分に罷成可申候、併八郎次郎宗八は我等宗栄養子に、宗寿被致置候事、乍去老分之者ニ候へハ八郎右衛門後見に、兩人一代罷成可申候、諸

事相談を以家法旁可申付候、扱八郎右衛門果候後二至、忤幼年に候ハ、順々に本家六軒之内年かさ成もの兩人宛親分に罷成可申事

但八郎右衛門家はいつ迄も惣領家に相立可申旨宗壽遺言也、然は八郎右衛門忤、老分に無之候とも、其器量見届、其時の親分惣領家へ相譲り、其節の親分は後見に相成、かんぼう⁽³⁴⁾可致候、尤挨拶等の儀も順々に相心得、又は年かさ成もの其心得を以時々見合、家の建を以、親分のもの可申付候、尤いつ迄も兄弟格に可相心得事

附末々宗印宗利を始、親分に罷成候時、同苗のもの共より正月鏡餅すへ可申事、扱八郎右衛門方之儀は、惣領家に候得は、いつ迄も正月鏡餅送り可申候、勿論一家妻方并手代共碗飯是迄之通八郎右衛門方にて祝ひ可申事⁽³⁶⁾

一 同苗之内、親分之差図を不請家業等疎略に致し、不屈之ものは、同苗相談之上隠居致させ候歟、又は勢州へ押籠仕置可申付候、夫とも別心在之ものハ、評義之上手前之列を除可申事⁽³⁷⁾

但其節、其者之身上三分毫相渡し別家に致し可申候、左様之砌、違乱申間敷事

一 夫相果後家之もの我意を立、親分并同苗共心に不叶義、於有之は、異見を加へ候之上、得心無之候ハ、縦成人之忤有之候とも、同苗評義之上、是又勢州へ隠居可申付事

但我まゝ致し評義之上隠居申付候上は、軽キ賄料可申付候、尤伊勢隠居之儀、男女ともに於違背は、勢州奉行所へ急度相断候て成とも、作法之通可申付事

一 同苗名跡之儀、子供無之ものは随分同苗之内より養子致し相続可致候、男子無之候ハ、女子にても養ひ、名跡相続致候様に相心得可申事⁽³⁸⁾

覚

一 本家六軒⁽⁴⁰⁾

惣領家八郎右衛門

一 連家三軒

了榮跡目

則右衛門

吉郎右衛門

淨祐三代目

小野田八助

右連家三軒取立候由緒書別認置也⁽⁴¹⁾

一 各身上割法之定書如左

高式百式拾也⁽⁴²⁾

内

六拾式は

八郎右衛門^(黒印)○

三拾は

元之助^(黒印)□

式拾七は

三郎助^(黒印)□

式拾五は

治郎右衛門^(黒印)□

式拾式半は

八郎次郎^(黒印)◇

是は宗竺割之内に出入、此別記⁽⁴³⁾之

貳拾貳半は

宗 八〇(黒印)

是は宗感割并宗栄割之内に於て出ス、両方合如此也、此訳別ニ記之(44)

八ツは

則右衛門(黒印) 〇

六ツは

吉郎右衛門(黒印) 〇

是は宗秀へ心当之割加ル、宗秀儀は割方なし、此訳別ニ記之(45)

七ツは

八 助 〇(黒印)

是は宗盛割之内に於て出ス、此訳別ニ記之(46)

ノ式百十

十ヲは

余 慶

但此余慶は本家連家次男并末子取立之心当建置申所也

合式百式十也

一本家六軒連家三軒

合九軒身上一致之家法也(47)

但次男末子に至、自然別家取立候とも元手銀を相渡シ、自分隨身上致法也、此子細奥に有

一 宗秀儀は不届故割は無之候、併兄弟之儀候故是迄少々宛之賄料遣し置候、此もの相果候ハ、其節後家へ輕キ養ひ遣し可申候、万一同苗共身上引分ケ申節至候ハ、(48) 銀高五拾貫目宗秀跡相続之ものへ差遣し可申事

一 寿養義子共も無之者之事ニ候、依之先達而金子式百兩遣し置候処、右之金子寺方へ祠堂に入申由、外に何之願も無之候、此者一代是迄之通養ひ可申事

但死後之儀は同苗とも相計、年忌等之儀、由緒も有之候間八郎右衛門世話可致事⁽⁴⁹⁾

老ケ年

賄料定高⁽⁵⁰⁾ 但割法老つニ付
銀老貫五百目宛

一 銀九拾三貫目 八郎右衛門 ○^(黒印)

一 銀四拾五貫目 元之助 □^(黒印)

一 銀四拾貫五百目 三郎助 □^(黒印)

一 銀三拾七貫五百目 治郎右衛門 ○^(黒印)

一 銀三拾三貫七百五拾目 八郎次郎 ◇^(黒印)

一 銀三拾三貫七百五拾目 宗 八 ○^(黒印)

一 銀拾貳貫目 則右衛門 ○^(黒印)

一 外ニ貳貫目役料 吉郎右衛門 ○^(黒印)

一 銀九貫目

一 外ニ貳貫目役料

一 銀拾貫五百目 八助 ○^(黒印)

一 外ニ貳貫目役料

但本家連家とも家督幼少ニ有之候ハ、年式十才迄は建之賄銀貳割致減少相渡シ可申候、尤幼少之内は一家世話ニ罷成候ニ付如此

一 勢州珠林義は名前之店此方へ引請候付、一代之内同苗よりは迄之通賄料差遣し可申事⁽⁵²⁾

右相定候賄銀切府之外一切相渡シ申間敷候、尤家々に延銀も有之候ハ、元方へ預りニ致置、年五分の利足を加へ致勤定可遣事

但同苗台所向役人共元手銀引当として、賄銀之外割法沓つニ付、一ヶ年に銀三拾目宛元方にて退置、預りニ致し差置可申事

一 賄銀之建、今度改相認候高は、我等当前ニ而存候趣とハ、四五割方宜敷相建置候、只今迄の仕形は、色々の名目を付、元方へふり出し候筋も粗相聞へ、又内端成建致し置候ハ、却而其法も難立筋も有之候、爰を以向後ニ至候ハ、相定候員数急度相守、尤遣余シ元方へ預ケニ成候様致させ度、彼是を考如此過分之賄料に相定候、自今申迄は無之候へ共、其分限相応に相心得、過不及無之様に堅可存候、勿論右賄料之建は、手前當時繁榮之最中相定候間、此末商徳何程余慶出来申時節とても、於賄方は、右員数之外加増之相談、末々曾而仕間敷候⁽⁵³⁾、畢竟身上向之儀は、内建を以^レく^レりに氣を付候へは、如何様とも遣ひ合せ申事候、勿論右定之銀高、聊以勘略かましき建にてハ、曾而無之上は、銘々冥加と存、常に儉約之心はなるへからさる事

但此末万一江戸京大坂火難、其外時節到来にて、商徳之出目無数、不勘定之節ハ其時の親分又は元方掛り之もの共より、賄料減少之趣可申渡候間、兼而其覚悟も可致置候、たとひいつ迄も、不相変繁昌致候とても、元来町人は録無之物ニ候へは、五七年に一度ツ、皆々申合儉約を仕、右定の賄料、半季之遣方を沓ヶ年に遣合せ候様に、折節は身上之甚古可仕候、然は家のため身のため冥加彼是以可然儀ヶ様之事も兼而思慮を可存事

〔付懸〕

我等七十歳罷成候へ共、此末一ヶ年にてても生延候内は、右銘々の賄方之儀遣ひ延し、元方へ預りニ成候敷、又は一盃に致し候敷、沓ヶ年に一度ツ、元方役人之もの共々、急度我等へ見世可申候、尤前沓ヶ年之渡し高、正月

三ヶ日過早々持參可申事⁽⁵⁵⁾

一 同苗之内、病身を申立家業も不動引籠罷在候ものは、小普請金として賄銀定之内式割減シ相渡し可申事⁽⁵⁶⁾

但右小普請金、元方に積置、其節当役精出し相勤候同苗へ、配分可申付事、併不時大病にて床に臥居申ものは、可為格別事

隠居料之事

一 銀拾貫目

親分料

一 銀五貫目

本家隠居料

一 銀三貫目

連家隠居料

右隠居料、夫相果妻計江は、右建法之内四步通之銀高、相渡し可申事⁽⁵⁷⁾

一 自今以後六十歳前後罷成、相談之上、其身法躰致候ても不苦身に罷成候ハ、其時節より縦忰一所に居申候とも、内証隠居分と相心得、勤之儀は同前相勤、右隠居料は前にしるし候通相渡し可申事

一 本家連家とも、惣領之外子共出生候時は、吾人ニ付定法賄銀之外、銀壹貫五百目宛、別ニ相渡し可申事

一 惣屋称葺替入目、其外無拠筋にて遂相談、普請に致し候ハ、元方より見分之上積り書を以、頭にて右銀高相渡し可申候、尤跡にて入増一切請申間敷事

但式貫目以下之繕普請は自分賄可為事

一 大病にて格別人參等用ひ候ハ、聞届ケ相渡し可申事

但式貫目以下之人參料は自分賄可為事

一 新造普請之儀は歩割壹つニ付銀高式貫目の積りを以、相渡し可申候、其余は一切元方より相渡し申間敷事

但所普請仕候義は、類焼歟又は無抛大破ニ付、同苗相談の上相究可申候、割法之通、身軀相応に急度可相心得事

一 同苗とも祝儀取遣り又は不幸之節、店々遠慮之次第別帳に建相改置候間、弥以其趣相心得可申事⁽⁵⁸⁾

一 同苗相果候節、遺物金之儀、其身上相応に相心得可申候、尤右銀子元方より借しニ致置、其名跡之もの賄料之内を以、十五年賦に返納可仕事

但葬礼仏事入目別帳相建置候、⁽⁵⁹⁾右銀高遺物一所に十五年賦に返納可仕事

次男并末子之事

一 次男并末子に至、其親より為元手、銀子とらせ候儀は、先は其親の分別たるべく候、勿論其時の親分之もの并同苗元ノ相談致し片付可申事⁽⁶⁰⁾

但縦は百貫目とらせ候時、五拾貫目は賄銀之内を以十五年賦ニ致し、元方へ引つぎ可申候、残五拾貫目は元方より其親へ借しに相立置、万一身軀別々に相成候筋ニ至候ハ、右借し銀高銘々割銀と差引可申事

一 次男迄は、同苗之内、万不幸旁為思慮別家に取立候とも、其親心次第可致候、其外子とも多ク致出生候ハ、随分他へ養子に遣し可申候、尤元ノ名代之内たりとも、子共無之ものへ、末子之内見立遣候様に可致候、幼少之節養子之口も無之、店々へ相勤候ハ、手代同前子供之時より相励せ可申候、扱成長致し、三十前後にも罷成、養子に遣し候とも別家に取立候とも、其者器量勤柄兼而見届、仲ヶ間より合力之儀は割方余慶十ヲの銀子之内を以、親分之者同苗并元ノ相談之上、程よく元手とらせ可申候、次男末子とても、仲ヶ間合力は可為同前事

但我等存生之内思ひ入荒方左之通

一 器量之者 凡銀三千枚位

一 大駄之者 凡銀七八拾貫目位

一 中位之者

凡銀三四拾貫目位

一 次男末子別家に申渡候時、末子に至候てハ家名は越後屋と名乗候とも、名字などハ三井を不名乗儀、身持旁却而可然筋も可有之候、其節相談之上可申付事

女子之事

一 女子有之候ハ、随分同苗之内へ片付候様可相心得候、若他所へ遣し候ハ、左之銀高元方相渡し可申事

女子婚礼拵料

一 步割拾ヲ迄壹ツニ付貳貫目宛

一 步割拾方三拾迄壹ツニ付壹貫百目宛

一 同三拾以上 壹ツニ付八百目宛

但女子同苗之内へ縁組致候ハ、右拵料半減之銀高相渡し可申候

一 他所より娘迎候ハ、右建之銀高三步壹相渡し可申候

右之通元方出し切に致し差遣し可申事

一 縦惣領たりとも不行跡にて一家のかいにも可成ほともの者、一子とても勘当致し可申候、尤同苗より養子を致し、跡目相続可致候、其外惣領にかきらず其身愚鈍に生得一分之渡世も難成もの、出家を為致可申候、尤飯料之儀は親より続ケ可申候、其外子共多ク出生之家々は、前に記候通随分他へ養子に遣し可申候、勿論養子に遣し候とても、其もの商の心かけ無之は、先様にてても役に立不申候へハ、幼少之時より手代同前ニ店勤させ、かんなん致させ、尤寝臥とも手代同前店ニ而致させ可申事

一 店々三年勘定之節、優銀は法を以年々納させ可申候、年をくり越先納致候ハ、定之歩合相渡シ可申候、店々優銀

多キ時ハ、却而しつ有、又商の工面なまり、道理不宜候間、此義能々相考可申事⁽⁶¹⁾

一 穴藏金銀出入之儀、元方月番之同苗元締立会出入可致候、封金之儀は江戸表壹万両、京都四万両、都合五万両之員数差置可申候、其余は当分⁽⁶²⁾之入替又は質物貸シ等、心掛随分慥成儀聞届、銀廻シ可致候、封金は両替店穴藏ニ差置、夏一度ツ、封仕替、其外二ヶ月一度ツ、見届可申候、余慶銀は本店土藏差置封致置、毎度立会出入可致事

但穴藏封金之仕形、当前貳万両在之候、此末半季貳千両宛、壹ヶ年四千両相納、右五万両之都合致候上は、其節了簡可有之事

一 今度相改惣延銀之内、十年に貳十分一之銀を退置、是を相統銀と相定、古キ手代之身上おとろひ候もの、其外火事に逢候ものを救ひ、又此内十分一を以、仏神ニ奉加、無拠筋合此銀にて了簡可致候、尤此銀無之節は無用可致候、万事相談を以計ひ可申事⁽⁶³⁾

但此法建置候は一家いつ迄も繁昌之立願也、夫勢ひを以一旦富る者もめぐミ下へ満すんハ長久ならず、永ク栄へを祈る時は、其徳を下へ及に有、天の道理古今のためし也、然は延銀之内を退るハ満るをかくるか、此徳を以家長久のたすけならん、此旨能々可存事

一 若末々に至同苗万々一別々に成候儀有之時

一 本店 壹ヶ所

但江戸京大坂井上の店紅店

一 綿店 壹ヶ所

但江戸京大坂伊勢

一 京両替店 壹ヶ所

一 大坂両替店 壹ヶ所

一 江戸両替店 壹ヶ所

一 本町壹丁目呉服店 壹ヶ所

一 糸店 壹ヶ所

一 小名木川店 壹ヶ所

合八ヶ所

右店々の内、第一番惣領家八郎右衛門存念次第いつれの店にても取退キ可申候、夫より家の順々を以望次第取退キ可申候、如斯にてハ連家之もの取退キ候店不足に相見へ候間、連家之ものは自分割方之銀子請取候積りに相心得、尤其者の心まかせ、店々へ預ケ渡世致候とも、勝手次第可為事⁽⁶⁵⁾

但其節江戸有家之儀は銘々入札にて配分可致事⁽⁶⁶⁾

一 若末々に至、諸国大変なと万々一有之、手前商売難成時節、其外天下一統の御儉約にて、商売無数罷成、是迄の格式に渡世難成時、一家之もの京住宅にては身躰の建急に改申儀も難成物ニ候間、左様之砌は惣領家一軒計京住宅に致し、相残る同苗は、不残妻子共に勢州へ引越申積りに可相心得候、不好事なから、遠きをもんハかり無之は、近きうれへの禁言、依之右之通思慮致し置候、然は同苗之もの、兼而此大むねに吞込可罷在事⁽⁶⁷⁾

但惣領家たりとも其節の様子により、伊勢住宅致品も可有之事

一 縁者とも子共為見習店々へ差置度旨、相たのミ候とも無用候、尤不如意成縁者にて取立旁、其悴店に差置候ハ、奉公人並に致し差置可申候、家法商の仕形、他家へ相しらせ候儀、後日に手前商売のかいに相成申事之申候、既手前前売の仕形、江戸にて伊豆藏方様子在之、聞及見およひ候ニ付、其趣相考前売に致させ候儀在之候、左候へは当前にてハ軽く存候ても、後々如何様の妨に相成可申義難計存候間、此旨能々可存事⁽⁶⁸⁾

大元方頭領役之事

一 親分へ差続き候て、同苗之内年かさ器量有ものを三人宛頭領役として、大元方諸事店々之儀引請世話可致候、尤月並内寄会致し元ノ并見習之名代立会、商の評義可致候、店々半季宛の目録延引之店は、致催促差出させ、元ノ立会能々吟味專要候、其外長崎商之様子、質物かし方之事、金銀取引并諸方出し切の品、能々致吟味、少にても費無之様に可致候、大元方は一家根元之所ニ候間、打寄世上金銀取遣りの様子、糸端物一切諸相場等相考候て、諸事さしくり可申付候、店々役人差置候へ共、主人より折節氣を付申渡候へは、弥油断難成、走馬に鞭を打こく候、万事吟味を詰、又は毎度店々へ廻り、書通往来之様子、金銀送り方、代物之高下、旁聞届了簡可致候、其外江戸表諸事為見稽、毎年一式ヶ月之滞留にて、忝人宛罷下り可申候、左候へハ江戸手代共之勤方、励旁第一政ニ候条、此旨可相心得事

一 定置月並寄会又は元方内寄会等、弥末々無懈怠打寄可有評義事

但建置家内式目寄会之節読聞せ可申事

一 店々勘定目録之吟味是專要候、惣して目録は金銀出入商の利ばいをわけならべ仕立候物故、其目録のしつを隠す時ハ、其訳難見得物候、只不断店々様子聞届買方売方金銀の送り等、万事之訳不存時は虚の目録成とも不鍛練故、吟味之次第難成候、不断商売のはまり第一也、元ノ立会之上相改、目録上中下しるし致置、追而大勘定之節目録をならし、高下の沙汰可在之候、就中有物之吟味歩廻り之儀、能々氣を付可申事

附大元方相立候以来、店々商の仕形いつれも功納建を以、三年勘定申渡し、功納残銀高にて十歩一割褒美建書を以、配分為致候、此仕方以来店々励つよく、就中悪党ものなども出来不致、益工面宜方に相見得候、先は此建方手代相続しない商に類し面白存候、併何ほと結構成建にても、年数を経候へハ、定り事のやうに存、商たるみ有之物ニ候間、三ヶ年に一度ツ、細改致し、同品ニてもはけミ出候様に工夫可申付候

一 店々名前勤方之儀、年かさ又は其人の器量次第、親分并頭役之もの見立差図可申付事

新法商禁制之事

一 祖父より大名貸し小判の持はた、惣而鈿丹商禁る所也、又新法商之儀、人勤候とも用へからず、糸店綿店小名木川店其外末々の店にて、能心得可有之候、たとひ新法之店にて少キ利有之とも、不知商売ニ付候てハ心遣ひ多し、然は祖父より伝る所の商売のはまり、自然と脇キに成物に候、此旨能々可存候、併此末元方優銀の品により、長崎商之儀は致させ申義も可有之候、又元方にて慥成入替質等取可申候、然とも質物なればとて、直打高キ物は、下りを請候間、能々物を考質物入越等心を付、長崎物は代物之正躰直段之吟味重要之事

子孫家業入見習之事

一 男子十式三才より京本店に差置、子とも同前ほとに致させ諸事仕入方見習せ、十五より江戸本店へ遣し、二三年相勤初登り致、在京之内又本店に差置、此節は一方の買方承り、帳面当り等役目相勤させ、二十より又江戸へ差下、此度は本店にて一方之役義請取、帳面等之儀委ク吞込、二十四五にて登り、本店へ前のことく相勤、買方帳面等之儀を相寛へ、其内一年大坂へ罷下り第一呉服店差置候て、呉服方之儀不及申両替店綿店買方見習、又廿八九にて江戸へ下り、此度は綿店罷在、一切を見寛、此節上州又は郡内、山方買物等、所々見廻り、見寛可申候、尤二十以上は店々罷在候内、所々目録の節は支配人と立会、勘定致し方自身手掛、尤判形仕可差出候、右之内一ヶ年計、京都両替店にも相勤可申候、三十以上は夫より親分の者勤方差図可申付候間、其旨相心得可申事

公儀相務候者可心得事

一 御用ニ付公儀相勤候面々己をへりくだり、上をたつとミ、又商徳之筋忘るゝ事なかれ、世上多く公儀勤候もの、或は呉服所銀座等其外御用聞之もの共、内証能もの一人も無之候、是は公儀を専に致し、我家業を存不申候故如此ニ

候、まして手前は商人也、御用は商の余情と心得へし、然は家職を外になし、上下勤ヲ心とし、店々の事を脇に致候てハ大キ成相違候、されハとて勤方をろかには成不申候、勤候者ハ表向之勤と、家職之儀を両輪に可心得也、其承り之御用にしつ有時は、其もの、不念越度相成候間、能々相心得大切に可存事⁽⁸²⁾

他国相勤候者可心得次第事

一 江戸大坂他国勤番之同苗は、猶更軍の大將軍のとし、益心に無油断家業を可勤候、其人の器量、大勢の中にてハ難知シ、他国へ致勤番候へハ、晴かましく候、其時々之風義、商の行方等罷登り候節、親分の者并老分元ノ立会可承候間、油断有間敷候、店々商の趣、又は時々世上の様子番状を以、元方へ往来可致候、事ニより京都ノ申遣候ても、其品ニ用ひかたき事有之物ニ候、左様之時は於其所ニ相談の上取計可申候、上にたち候者多キ所にてハ、おのつから憚り慎候へ共、他国にては我吾人ニ候故、自然と氣たるミ、あしき事も出来物ニ候間、我を慎候事專要ニ候、己正しからざる時は、下の政道可成哉、能々心得可在之事

紀州様屋敷勤方之事

一 紀州御屋敷は手前一家之地頭也、⁽⁸³⁾いつ迄も御大切に可相心得候、松坂にての上ケ金は一統の割之儀、京都上ケ金はハ伊豆藏方申合相応差上ケ可申候、或は御類焼又は御成其外表立候不時御入用之節は、大形究而御下の者京都出入方之ものなどへ、御用金可被仰付儀相聞へ候ハ、此方より松坂京にて上ケ可申程を積り、御返済之儀は御勝手次第と申立、此方ノ却而先に御奉公として願申品も可在之候、左候へハ被仰出差上ケ候よりハ少分にて相濟、又御奉公之品に罷成可申間、京松坂にて相勤候もの時節を考、勤方可在之事候、又松坂にて町役年寄相勤候同苗之もの一人立御奉公ぶり仕、却而惣不調法などかぶり申事も出来物ニ候間、年寄役勤候もの共ハ、人並ニ相心得、諸事差出不申、大躰相勤可申候、役人衆へ相勤候義は、随分心かけ懇意を請候様可致候、勤方之儀は其人之働心得等之儀ニ候へは不及

申候、先右之趣相心得可申事

但上ヶ金之利足は入ニ不致、元方預リニ致、金子積置可申候、追而上ヶ金等御返済無之節ハ右預リを出し差引可申事

牧野御屋敷勤方之事

一 牧野御屋敷は紀州とハ又わけ違候、大夢公御代御懇意を請候事随分是迄御屋敷へ無如在相勤来り候、此末とても可成ほとハ首尾能相勤可申候、金銀取替之儀は三四千両迄ハ御用達、其余は見届不申候ハ、貸シ金銀損に致候て出入を引可申候、大名貸シ銀高積り大損致候は、損を少之内に見切不申候故、段々銀高かさミ末にてハ大損罷成候間、兼而此趣を可存候、先成たけハ銀子取替不申、彼方之工面見届可申事

屋作道具所持之事

一 銘々屋作等之儀其分限を可存候、道具等之儀も程々可有之候、如何ほどの大家を構へ、数々の道具を所持致候てもあく事なし、又無数とて事のかけたる事もあらず候、能此次第を可存候、奢りを致し心結構に移り候時は、何ほとにてもあきたる事は無之人性ニ候間、能々考可申事

仏神信心之事

一 仏神を敬ひ儒学を心掛候事、人道ニ候、然ともいつれにても過候へハ、其身の家業おこたり、おのつと異形の人之様に罷成候、仏に心さし過たるものハ出家のごとく、神道にたより候へハ祢宜巫のやうに成、儒者は利にくつし人をおなとる、おのつと商売うとく成家滅す、各それくの行作有、然るに外之事に氣を移し、代々の家職疎略に致候事、仏神の妙慮に叶へき哉、又仏神の為に金銀財宝をなけうち、莫太のつるへ致候事大キ成非が事と存候、仏神は其人の心に有、然るを金銀出し候て善を調候様成事はあるまじく候、中川等之仕形は先祖の不孝、其身の私、是外あ

るましく候、親類たるもの、なんぞ其非をとかめさらん、堂社のために金銀を費し候^ト、券^ツ属^コ賑しめぐむ時は、一位^位万倍の利、又功德広太ならん、然るをめぐむべきものをめくますして、いたつらに僧尼をこやし候事非か事ならずや、真を以仏神に向ハ、なとか感応なからむ、能々此旨可存事

元ノ役之事

一 元ノは家の守り第一之役人ニ候、主にしつ有時ハいさめを入、下に非あれハ是を異見し、上下相調候て家相治り候心掛專要ニ候、主人たるものも猶元ノにハ其心入致し下の下知届キ候様の致方尤ニ候、主人よりも重ク其言葉を用ひ請る時ハ、をのつから下其下知にたかふ事なし、併人々年老候てハ、却而物ことくんじやうに成り申物^申ニ候へハ、元ノ役人も且は五十六才を限り可申候、兼而其人を見立、見習に差入可申候、乍去年老候とも、未可勤躰又は心得在之もの、右年数にハ限り申間敷候、役目ゆるし候とも、事によりいつ迄も大切ニ相談にハ相加へ、寄会等にも相動させ申儀も可有之候間、其心得可有事

但元ノ役器量之ものを見立、新に申渡時ハ、名代より撰出し可申候、然は元手金等は名代役之節申渡置候上は、自今之所大元方より元ノ役料可申渡候、然る上は其店掛りより役料相止メ、元方一方口に片付可申候、尤元ノニ申付候て、格別之働有之候ハ、同苗相談之上、臨時に褒美又は元手銀加増などの仕形も可在之事

附元ノ役人数六七人ニ可限

此内

江戸表

式人

京都

三人

大坂

一人

凡如此相建、本店両替店綿店其外店々割を以、兼帶致させ、諸事手ぬけ無之様に可申渡事⁽⁸⁸⁾

一 異国の国主に十人之男子を持ち、其親及末期十人の子共各枕元へ呼よせ、耆人に矢一筋ツ、持せ、右の矢を折候へと差図之時、十人ともに矢を折る、又矢を十筋一所に束ねて惣領より折候様ニと申渡され候時、右之矢曾而折れず、次男へ申付られ候ても折れず、十人共に耆人の力にては不及由申時、親為遺言十人の兄弟へ被申置候は、我等相果候以後、兄弟一致にむつましく諸事申合励へし、右矢のことく一本にてハ折やすく、十本束候てハ折る事なし、各兄弟心を合せ候時は、国に危キ事なしと被申置候由、手前家の建是に相叶候、宗寿居士兄弟一致之遺書、猶自今本家六軒連家三軒、此九軒は兄弟一致之家法也、依之忌服ともに兄弟之通りニ請之、尤賄料は大元方⁽⁸⁹⁾法之通請取、分限相応之格を以兄弟一致に相励へし、勿論序に認候通、挨拶行作其時々親分之者申渡候通、聊無違乱急度可相守事

一 元祖宗寿居士寿讚大姉一生之伝記并連家取立之由緒、別ニ記置者也、子孫能々其旨を存、冥加相叶候様可致事

但宗印作之商売記外⁽⁹¹⁾ニ有

一 若末々に至、此書面へ書加へ申品も有之候ハ、其時の親分惣同苗并元⁽⁹²⁾等立会、評義之上道理にまかせ書載可申事

一 子孫に至る迄此遺書之趣親分の者申聞せ、段々判形致させ置可申事

右之条々為遺書申渡処也、何れも無違背急度可相守候、以上

享保七壬寅年十一月朔日

宗 竺

高平

(花押)

右之趣は宗寿居士遺書を以宗竺此度御改、如此被仰渡候間何れも末々共此書付之通急度無違乱相守可申候、為其兩人之者判形致置者也

右御書付之条々奉畏候、為其連判仕候、以上

宗 印 ○高治 (花押) (93)

宗 利 ○高伴 (花押) (94)

八郎次郎 ◇高久 (花押) (95)

宗 八 ○高春 (花押) (96)

八郎右衛門 ○高房 (花押) (97)

元之助 □高勝 (花押) (98)

三郎 助 □高方 (花押) (99)

治郎右衛門 ○高遠 (花押) (100)

八五郎 ○高辰 (花押) (101)

源右衛門 ○高副 (花押) (102)

吉郎右衛門 ○高古 (花押) (103)

則右衛門 ○高邁 (花押) (104)

宗五郎 ○高豊 (花押) (105)

八 助 ○孝紀 (花押) (106)

印形相改

(22) 遺書の作者宗竺については注(2)参照。

(23) 宗寿没年(元禄七年五月)までに開業した店はつぎのとおり、

- 江戸呉服店 延宝元年
- 京都呉服店 延宝元年
- 江戸両替店 天和三年
- 京都両替店 貞享三年
- 江戸綿店 貞享四年
- 大坂両替店 元禄三年
- 大坂呉服店 元禄四年
- 元禄七年以後、享保初年ころまでに、糸店、紅店、山田店、蜜柑店、大津店、麻店、六条店、小名木川店などを設けているが、糸店、紅店を除く各店は短期間のうちに経営を譲り渡

(以下異筆)

新 八口高美(花押)⁽¹⁰⁷⁾
(黒印)

金 蔵 □高弥(花押)⁽¹⁰⁸⁾
(黒印)

元 蔵 高興(花押)⁽¹⁰⁹⁾

治兵衛 ○政俊(花押)⁽¹¹⁰⁾
(黒印)

則次郎 高崎(花押)⁽¹¹¹⁾

したり、閉店している。

(24) ここでいう「同苗」とは「三井」姓を名のる親族すべてを指すものではなく、三井高利(宗寿)、妻かね(寿讚)を親とするつぎの家集団に限定されている。

本家

惣領家(北家) 高平(宗竺)……八郎右衛門高房

次男家(中立売家) 高富(宗栄)……元之助高勝

三男家(新町家) 高治(宗印)……三郎助高方

四男家(室町家) 高伴(宗利)……次郎右衛門高遠

九男家(南家) 八郎次郎高久(宗悦)

一〇男家(出水家) 宗八高春(宗信)

連家

松坂家(長女みね)

孝賢(了米)……則右衛門高邁

松坂北家

吉郎右衛門高古

小野田家 (高平三女すた) 孝俊……八助孝紀

(25) 手代を含めての全店員の構成を、本店の場合でみるとつき
のとおりである。

正徳三年(一七一三) 二月現在

全店員 手代 子供 下男

京都本店 一〇四 四四 五一 九

江戸本店 一八五 一〇六 四四 三五

大坂本店 六一 三四 二二 五

(三井文庫所蔵史料 本二〇二七、本二〇二三、本二二八八)

この時期でみると、呉服物の仕入店である京都本店の全店
員構成のなかで占める手代の比率と販売店である江戸、大坂
の両本店の場合がちがっており、後者の比率が高いことに気
づく。この店員の昇進コースをくわしくみると、本店の場合、
はぼつぎのとおりである。

子供 平役 上座 連役 役頭 組頭 支配 通勤支配

後見 名代 勘定名代 元方掛名代 加判名代 元ノ大

元ノ(中井信彦「三井家の経営」『社会経済史学』三一
六号)

この役名を段階別に区分すると(1)子供、(2)平役、(3)上座役
から組頭役まで、(4)支配以上に分けることができよう。

(26) この「遺書」制定当時から、幕末期までの三井家親分の就
任年代はつきのとおりである。

高平(北家二代) 享保四年(一七一九)~元文二年(一七

三七)

高房(北家三代) 元文三年(一七三八)~寛延元年(一七

四八)

高弥(新町家三代) 明和七年(一七七〇)~安永三年(一

七七四)

高清(北家五代) 寛政二年(一七九九)~享和二年(一

八〇二)

高祐(北家六代) 天保七・八年(一八三六、一八三七)

高満(新町家六代) 安政二年(一八五五)~同五年(一八

五八)

このように三井家の親分は惣領家と三男家の両家からしか
出ておらず、この遺書の条項とやや異なった展開を示してい
る。またこれらの親分の就任していない時期は同苗元方役の
なかから首席が出て、それが総括していた。

(27) 注(4) 参照、宗寿の遺書にみえる三郎助である。

(28) 注(5) 参照、宗寿の遺書にみえる次郎右衛門である。

(29) 高平(宗竺)の長男高房で、惣領家第三代。「町人考見録」
の著者として知られている。貞享元年(一六八四)に生まれ

寛延元年(一七四八)に没す。

(30) 高利の九男高久、注(9) 参照。

(31) 高利の一〇男、高春、宗寿の遺書にみえる九郎右衛門であ
る。注(10) 参照。

(32) 高平(宗竺)のこと。

(33) 高利の次男、高富、宗寿の遺書にみえる八郎右衛門で、注(21)の覚書の筆者でもある。三井家の家制確立については、この高富の力に負うところが多かった。注(3)参照。

(34) 看坊は、禅寺で留守居の僧、また寺を守る僧のことであるから、「見守る」という意味があるのだろう。

(35) 親分ないし惣領家に対する同苗の「鏡餅送り」の慣習は、太平洋戦争で米の統制が行われるまで続けられた。鏡餅の上のせる「玉包み」の様式は同苗各家の格式によって少しずつ異ったが、暮の二八日に届けられ、惣領家歴代の画像の前に家格順に並べられた。

(36) 正月の椀飯については、大元方寄会の記録である「会日落着帳」(三井文庫所蔵史料別二六五一)享保四年(一七一九)一二月の条につきのように記されている。

覚

此度相改一家椀飯之祝儀如左

正月七日 八郎右衛門

八日 三郎助

十日 元之助

十一日 万之助

十四日 八郎次郎

十五日 治郎右衛門

右日限之通

一献立 一汁三菜

外二肴一種

吸物壺ツ

右之通其内八郎右衛門方之儀は二ノ汁壺ツ本家之代り差出し可申候、七日ニハ前々之通一家妻子相招可申候、外同苗ハ不及其儀候

一十一日手代椀飯之儀八郎右衛門方ハ只今迄之通外同苗ニ而

ハ可致無用事

右之通向後相究メ候事

亥十二月十六日

(37) この時期までに事実上問題になったのは高利の五男安長(宗秀)であった。注(14)参照。なお「手前之列を除く」とは、注(24)の意味での同苗から除名することを意味している。

(38) 伊勢松坂(紀州徳川家領)の町奉行所のこと。

(39) 同苗各家の養子相続を、同苗中のうちで行おうとするもので、同苗中という特定の家集団の範囲内での血縁を維持することによって「家」結合の緊密さを保とうとしているのである。

(40) 「同苗」に本家(六軒)と連家(三軒)の区別を立てた基準は、初代高利の男子の家系と高利および高平の養子の家系の違いである。この区別が既に宗寿の遺書の時点において意識されていたことは、高利の養子である即右衛門、吉郎右衛

門の二人に「御取立之者」なる肩書を付している点に現われている。しかし、宗寿の遺書では「本家」「連家」の称呼はまだなく、「本家」のうち高利の長子高平の家を特に「惣領家」と呼ぶことと共に、この宗竺遺書によって初めて制度化されたとみられる。

(41) ここで別に認めおくとある「由緒書」は「家伝記」のことを指しているであろう。因みに、連家三軒のうち則右衛門は本文に「了栄跡目」とある通り、高利の養子でありその長女の婿であった即右衛門孝賢（了栄）の跡を継いだ高邁（長女の婿、京都本阿弥右衛門であり、吉郎右衛門（高古）も高利の養子であって、共に高利によって「取立」てられた同苗である。最後の小野田八助だけが異例で、三井姓を名乗らずに同苗に加えられている。小野田家と三井家との間には重縁関係があった。高利が養って、五男安長の長女みちに配した上記の吉郎右衛門（高古）は松坂の小野田権左衛門の実子であるが、その母は高利の姉であったから、高利にとって甥に当る。そのみならず、権左衛門は高利の長男高平（宗竺）の妻かねの養父でもあった。かねの実父は小野田治左衛門（俊重）といい、京都に仕入店、江戸本町二丁目に売店をもつ呉服商松坂屋であった。高利の死後、三井同苗の親分となった高平の妻の実家であるこの小野田松坂屋が、その後営業不振に陥ったため、三井家は宝永六年（一七〇九）一二月に負債と共にその経営を引請けたのである。そして高平の婿養

子孝紀（旧姓益田氏）が妻（高平の四女）を襲っていたので、正徳三年（一七一三）に小野田治左衛門（俊積）の娘を後妻に迎えて、松坂屋小野田家の名跡を継がせた。小野田家が異姓のまま、連家の末席として同苗に加えられたのは、このような事情によるのであり、いわば宗竺取立の家である。

(42) 身上割の総高を二二〇としているが、これは前出の宗寿の遺書の七〇にくらべるとほぼ三倍になっている。これは同苗内の割をより精密に行なうためとも思えるし、また一説にはこの間の資産がほぼ三倍になっていたからだともいわれている。この宗寿の遺書と宗竺遺書の身上割をくらべると、その特徴は惣領家（高平—高房）の割をかなり減少させている（四一・四％から二八・二％）。これにつれて次男家（高富—高勝）も惣領家ほどではないが減少させている（一八・六％から一三・六％）。こうして浮かせた分を、三男家（高治—高方）、四男家（高伴—高遠）、九男家（高久）、一〇男家（高春）がほぼ同じくらいの割となるように配分し直していることに注目されよう（それぞれ一一・三％、一一・四％、一〇・二％、一〇・二％）。また三連家もほぼ三％前後になっている（松坂家三・六％、松坂北家三・二％、小野田家二・七％）。こうした変化をみると、宗寿の遺書の高割りがより多く人を中心にしてなされていたのにくらべて、宗竺遺書の場合は、家格と各家間のバランスを考慮して身上割が行なわれている

ことが特色だといえよう。

なお、享保七年(一七二二)六月現在の三井家の惣資産は銀一万三三三貫三七匁五分八厘であり、二二〇割の一口当りの額は銀五九貫三四〇匁一分に当る。これによって家別の割銀高を算出すると次のとおりになる。

八郎右衛門	三七〇一貫二二三匁三分
元之助	一七九〇貫九一四匁五分
三郎助	一六一一貫八二三匁五厘
次郎右衛門	一四九二貫四二八匁七分五厘
八郎次郎	一三四三貫一八五匁八分七厘五毛
宗八	一三四三貫一八五匁八分七厘五毛
則右衛門	四七七貫五七七匁二分
八助	四一七貫八八〇匁五厘
吉郎右衛門	三五八貫一八二匁九分
余慶	五九六貫九七三匁八厘

(43) 「家伝記」によれば、八郎次郎(南家初代、高久)は「宗竺子に致し、実子之在之ば次男に立可申と元祖差図にて請取、仍之宗竺子也」とある。宗寿の遺書に「八郎兵衛世忰分勘右衛門」とあるのが、この八郎次郎であって、このような事情によって身上割を割増すに当って「宗竺割の内より出す」とことなつたのであろう。

(44) 宗八(出水家初代、高春)の割歩について「家伝記」は次のように記している。

宗感家、宗八身体一所に相結次第

宗八儀は宗栄養子に宗寿致し被置候、然るに今度同苗身体割法改候処、宗栄家督式ツニ立惣領次男の法を以分配候時は宗八身体殊の外軽く罷成候付、幸宗感名跡を一所に致し両方の身体相結割法定置也、仍之宗八儀は宗栄忰宗感名跡と相心得可申候事

宗八(高春)は宗寿の遺書に「八郎右衛門世忰分九郎右衛門」とある一〇男九郎右衛門の後名で、高利の次男八郎右衛門(高富)の相続人を予定されていたが、高富のあとを高利の一男元之助(高勝)に継がせるため高春に別の一家を創立させようとしたらしい。たまたま、これよりさき高利の六男源右衛門(高好)が子なくして歿していたので、高春にその名跡をつがせ、次男家の割歩の一部を添え加えたというのである。

(45) 吉郎右衛門に「宗秀へ心当の割」を加えたのは、宗秀の長女みちを妻としていたためである。注(15)参照。

(46) 八助(小野田孝紀)の持分が宗竺の持分のうちから出された事情は、注(41)を参照。

(47) ここにみえる「身上一致」は、前節に示した宗寿の遺書中の「身底一致」と語としては同じものである。しかしその意味内容に著しい変化があることは注(42)にも記した通りである。即ち、宗寿の遺書での割は「元手銀」の割であるのに対して、宗竺遺書では「本家六軒連家三軒、合九軒身上一致之家法也」に続けて「但次男末子に至、自然別家取立候とも、

元手銀を相渡し、自分隨身上致法也」とあるように、九軒の「身上割」は「元手銀」の分与と明確に区別されている。つまり、今後に予測される別家の「元手銀」は次男以下に対する自家一己の所有と責任において運用されるべきものであるのに反し、本家六軒・連家三軒の同苗は共同の所有と責任をもって「身上」すべきものとされているのである。九軒という特定数の同苗による（従ってそれ以外の血縁・非血縁分家の参加を排除した）家産の共同所有という原理が三井家において制度化されたのは、この宗竺遺書によってであったと解される。分割相続を原理としながら共同所有への志向を示した元禄七年の宗寿の遺書から、分割の可能性を予測しながら共同所有を原理とした享保七年の宗竺遺書への推移の過程と、ここで制度化された以後の家産共有制の果した機能（それは歴史的な変化を含みながら実に太平洋戦争後まで維持された）とを説明することは極めて重要な研究課題である。

(48) このような「万一同苗共身上引分ヶ申節（に）至候ハ、」という類の表現や用意が、このあとにも散見する。注（65）参照。

(49) 寿養は高利の四女かちで、一旦松坂の長崎八兵衛に嫁したが、元禄一〇年（一六九七）に離婚して家に戻って再び婚さなかった。のちに高平の後を継いで親分となった八郎右衛門高房が、その三男九郎右衛門（高陳）を寿養の養子として新たに長井家を立て、連家の列に加えた。

(50) 同苗の賄料（家計費）に関する規定としては、これよりさき宗寿の遺書の前年である元禄六年一月に定められたものがある。注（19）参照。

(51) ここでの「家督」は当主の意味で使われている。

(52) 珠林は小野田治左衛門（俊重）の妻でうである。てうが高平の妻かねの実母に当り、また小野田家の営業していた松坂屋を三井が引受けその名跡をついだ小野田八助を連家に加えたことは注（41）に記した通りである。

(53) 宗竺遺書に定められた賄銀の額はその後元元年（一七三六）の貨幣改鑄にともない、同四年に五割増、すなわち割一つについて、これまでの銀一貫五〇〇目が銀二貫二五〇目に改められた（三井文庫所蔵史料、統一二二「大元方定式」参照）。

(54) これ以後、賄料の減額がなされたのは明和四年（一七六七）三月の五〇パーセント減少である。以後しばしば「経費節減のため賄料の減額が問題にされた」。

(55) 原本にはこの条項は貼り紙によって記されている。

(56) 勤務しない者から小普請金を徴することは武家社会の制度を導入したものである。

(57) 享保八年（一七二三）の「大元方勘定目録」（続二八七四、続二八七五）によって隠居料の支給対象をみると、宗竺へ親分料、宗印・宗利へ本家隠居料、宗吉（一恕）へ連家隠居料、清寿へ本家隠居料の四〇パーセント、寿了へ連家隠居料の四

○パーセントであり、遺書の規定によって支出されている。

- (58) 「吉凶之格式」を指す(三井文庫所蔵史料、本九四二、本一六五二)。

(59) 注(58)に同じ。

(60) 次男以下に分与する「元手銀」については、注(47)参照。

(61) 毎期計上される各營業店の利益金は、毎年に一定額の「功納銀」を大元方へ上納させ、それ以外の剰余金はそのまゝ各店に積立てさせておいた。この積立てられた各店の剰余金は原則として三年目に、後に述べる手代褒美銀などに分配し、残額を大元方へ上納させることになっていた。「店々三年勘定」というのは、これである。大元方の資産増加は、主としてこの三年勘定からの納入によってなされていたとすることができる。宝永七年(一七一〇)の大元方成立以後、宗竺遺書の制定にいたるまでの間にこの三年勘定がなされた年を調べるとつぎのとおりである。正徳三年(一七一一)、享保元年(一七一六)、同三年(一七一八)、同六年(一七二二)、同九年(一七二四)。これによると、それまでは四年目とか二年目に行われていて、必ずしも三年と決まっていたわけではなかった。

なお、文中の「優銀」は「たくはへぎん」と訓み、「遊銀」とも呼ばれた。また「却てしつ有」の「しつ」は過失の失(あやまち)、または疾(わづらい)の意であろう。

(62) 京都、江戸の両替店の穴蔵に備蓄された金銀は、享保七年

(一七二二)七月現在で約三万二五四兩計上されている。内訳はつぎのとおりである。(「大元方勘定目録」続二八七三—二)

一金五千兩

江戸穴蔵江相渡置

一黄金百枚

新町穴蔵へ入置

一金百四拾壹兩貳朱

江戸穴蔵へ時かし

銀五百六拾九匁六分壹厘

一金三千八百兩

穴蔵江渡置

銀千百三拾四匁貳百五拾匁

この穴蔵金銀を基礎にして、以後の増加が計画されているわけである。

(63) ここで「当分の入替」といっているのは、例えば延為替のような短期の証券金融を意味していると思われる。

(64) 利益金中の一定額を別に積立てて、手代別家のための「相続銀」にあてることが、これよりさき正徳四年(一七一四)三月に出された「相続講取立方ニ付口上書」(別一八九六一四)によって始められていた。この文書では相続銀の取扱について次のように述べている。

本店勘定余慶惣高之内、銀子百貫目被下置候ハ、是を枕銀と相定、江戸京元ノ名代当役之支配人迄小遣之内一ヶ月ニ式朱位懸ケ銀を仕、相続講と申を取建、右利足ニ相添、不如意之面々え帳面を以連中相談之上順々ニ相渡シ、身上取建候様ニ仕度

即ち、三井家から寄金した枕銀（元銀）に、別家を予定される手代の在職中の積立金を加えて、手代別家中をもって構成する相続講を組織させ、相互扶助の機関としたのである。この時につくられたものは本店（呉服店）の別家組織に限定されていたので、宗笠遺書はこの制度を営業店一般に拡大実施することを定めたのである。

(65)

前出注(47)にも述べた通り、宗笠遺書は同苗九軒による「身上一致」の原則を掲げながらも、将来おこり得る分割の可能性を予測して万一の際に備えたのである。分割の際の原則がここに示されているわけで、営業店を八か所に分ち、惣領家から始めて家格順に希望の箇所を一つずつ分け取るという方法である。宗笠遺書が作成された当時のそれら八か所の有していた資産額は詳かでないが、試みに遺書の作られた享保七年度の「大元方勘定目録」によって、三井家大元方から各店へ投下されていた資産額（建金と貸付金の合計）を算出すると、次の通りである。

本店	五五三七貫七一五匁余
綿店	九一貫二五七匁余
両替店	三二二八貫五六八匁余
糸店	一五一貫三六八匁余
松坂店	二一貫八九五匁余
小名木川店	四四貫五七六匁余
江戸御用所	三貫〇九四匁余

資料の性格が異なるために、遺書に示された八か所別の数字は得られない。即ち遺書にそのまま該当するのは糸店と小名木川店の二か所にすぎず、このほか遺書の綿店には勘定目録の綿店と松坂店の数字の和が相当する。遺書の本店には勘定目録の本店と江戸御用所を加えて、本町一丁目店（江戸）の分を差引いた数字を充てるべきであるが、この差引分が判らない。両替店に至っては、勘定目録で三都両替店が合算されているため、三店の内訳けを知ることができない。そこで仮りに極く大づかみな推測をすれば、遺書のいう八か所のうち、本店が飛び離れて大きく銀五千貫見当、そのあと京両替店、綿店、大坂両替店、江戸両替店の順で若干の差をもちながらおよそ千五百貫から七、八百貫目程度の間に並び、本町一丁目店の五百貫程度がそれに続く。あとの糸店は約一五〇貫、小名木川店（材木店）が四四、五貫である。このような推測が大過ないとすれば、宗笠が万一分割の際の目当としていたところは、惣領家に本店を、両替三店と綿店、本町一丁目店とを他の五軒の本家に配分し、糸店と小名木川店とを連家二軒に割当てることであつたとみられる。それでは連家一軒分が不足するので、本文の「如斯にてハ連家之もの取置き候店不足に相見へ候間云々」の句があるのであろう。このようにみると、そこには同苗中とはいっても、惣領家の優位を含めての六本家と三連家との間を区別する意識がかなり強く表現されていたことが認められると同時に、一応具体性を

もっているかにも見えるこの分割案も、三都両替店の分割のよ
うな実現性に乏しい側面を含んでいることを見逃すことはで
きない。後年「安永持分け一件」と呼ばれる分割が実施され
たとき、本店一巻、両替店一巻および松坂店という三分制の
形をとったのは、この遺書の方針を現実化する手段であった
といえる。

(66) 享保七年七月現在での江戸有家(不動産)の評価額は前表
に加算されていないので、大坂、京都の分とともにつきに示
す。

一金四万九千三百拾六両巻分 江戸有家四拾四ヶ所

代銀式千四百六拾五貫八百拾貳匁五分

一銀百九拾五貫五百目 大坂有家六ヶ所

一銀三百拾九貫五百目 京伊勢居宅并京店

其外下屋敷共 家数拾六ヶ所

このうち江戸有家は、御勘定所御為替銀引受のさいの担保物
件として買集めたものである。

(67) 非常の際は父祖の地である伊勢松坂に引込むべしとするこ
の条項は、幕末の危機に「宗竺様御遺書の庭」として、しば
しば考慮された(三井礼子「幕末の三井「家政」改革につい
ての覚書」三井文庫論叢第二号、参照)。

(68) 親戚の子供を見習奉公として採ると、「家法商の仕形」を
覚えられ、後日三井にとって損失となることを恐れているこ
の条項は、かつての「親戚組合」のごとき結合がすでに成立

し得なくなっていたことを意味していよう。

(69) この遺書制定当時に月並寄合に参加した大元方頭領役およ
び元ノ役を「会日落着帳」(別二六五一)によってみると次
の通りである。

八郎次郎(高久)

宗八(高春)

八郎右衛門(高房)

以上の頭領役は「御三人様」といわれ、大元方の月並寄合に
ほとんど出席している。

善兵衛(開主)

治兵衛(松野)

宗助(中西)

伝右衛門(岡本)

以上の元ノ役のうち、善兵衛、宗助が毎回出席している。

(70) 店々の決算は年二回、益(六月一日)と暮(二月晦日)
である。享保九年(一七二四)の「益前目録」が大元方へ提
出されたのは、本店一巻が一月二日、綿店一巻が二月
三日、三か所両替店は二月一六日である。「会日落着帳」
による。

(71) 長崎經由での唐反物の販売は、京都の長崎問屋五軒と室町
五か町に集住する巻物屋仲間が独占していた。三井家の京都
本店は、巻物屋仲間を排して問屋直買を行なったためしばし
ば紛議がおこっていた。宝永期には問屋直買からさらに進ん

で長崎において直入札を行なうまでに至った。こうした長崎商内は当時かなり利益率の高いものであったけれども、反面、投機的な性格ももっていた。後出の「新法商禁制の事」を参照。

(72) 「諸方出し切の品」は合力や寄進など営業外支出を指しているのであらう。

(73) 大元方の月並寄合に、諸相場の動きが報告されていた実情を例示すると、享保一年(一七二六)四月二六日の会合には、糸店から甲州糸、上州前橋糸、福島町糸、二本松、美濃曾代糸、浜繰糸の六銘柄の相場が報告されている。続いて同月二六日の寄合には大坂から中国米、伊予大豆、種油、薪、炭、河内木綿、繰綿といった商品の相場書が出されている。こうした報告によって、大元方は「糸相場下直ニ罷成候ニ付相庭見合マ舟ノ目位一思入致積り差之申渡ス」(八月二日寄合)といった指示を出している。

(74) 同苗が自ら営業に参加し指揮すべきことを、この遺書はくりかえし強調している。後段の「子孫家業入見習の事」も参照された。

(75) 大元方の月並寄合の参加者については注(69)を参照のこと。またこの寄合の開催日を「会日落着帳」(別二六五)によって調べると、享保四年(一七一九)から九年ころまでは、ほとんどが月一回程度である。しかし一〇年ころからは一月かに二、三回も開かれるようになった。寄合での議題も、

このころから非常に多くなってきていることがわかる。このような合議制の強化も、宗室遺書のねらいの一つであったといつてよい。

(76) 「家内式目」(三井文庫所蔵史料 本九六二)は、同苗以外の厳秘に付されていたこの宗室遺書から身上割法、賄料の規定、同苗間の取極めなどの条項を除いてつくられ、各店々の寄合のさいに読聞かせるためのものであった。

(77) 大元方寄合の最も重要な機能を、営業店に対する監査、特に各店から提出される決算の監査においているのである。条文末尾の「有物之吟味」は在庫調査、「歩廻り」は利廻りの意味である。

(78) 「十歩一割養美建」の制度によって、店員への利益金の分配の仕方を具体的にみると次のようである。本店一卷(京本店、江戸本店、上之店、大坂呉服店、江戸一丁目店、勘定所、紅店)の享保七、八、九年、三か年の分配についてみる。この三か年の十歩一銀高は銀三三三貫二五〇匁で、このうちまず三割を元ノ役へ支給し、残りを上座役から名代までの惣手代(計八四人)へ割っている。元ノ役の中西宗助は五六貫四五〇匁、小林宗兵衛は一〇貫目、脇田太右衛門は七貫七四一匁六分(惣手代割分から九貫二一七匁余が加算される。以下同)、岡本伝右衛門は七貫七四一匁六分(さらに九貫二一七匁余加算)、橋井利兵衛も七貫七四一匁六分(さらに九貫二一七匁余加算)である。中西宗助とそれ以外の元ノ役との差が

目立っている。また惣手代割の銀高は、五〇〇に割り、一口四八五匁余として計算しているから前出の脇田の場合は一九〇分を受取っていることになる。この割りは各店からの利益金計上高に比例して計算され、さらに店内の配分法は店格によって定められていた(「三ヶ歳大勘定十歩一割」、三井文庫所蔵史料、別六九〇による)。

(79) 柳田国男・倉田一郎共著『分類漁村語彙』に「シナイ」をつぎのように説明している。「吉岐で網子と網主との漁獲物分配の方式。即ち総水揚高から雑費を引き、残額を処分してその一を網方がとり、他を網子と舟とが分ける。舟は二口とか一口半とか云って漁法の種類によって配当率に相違がある。舟はこの場合網子が負担するのである(民俗誌)が、肥前五島の日ノ島あたりではシナイ・マヘノリと云って船主と漁夫との歩合の謂ひである。」ここで使われている「しない商」も恐らく歩合分けの商法の意と思われる。

(80) 鈺丹商は一般的には投機的取引のことをいう場合が多い。藤村潤一郎『トタン』考(『文部省史料館報』第七号)参照。なおこの「鈺丹商」の前に「小判の持はた」という語があるが、元禄三年(一六九〇)の大坂町触に「手形売、手形買、口上売、并はた商と申事、前々々堅停止申付候、取わけ此商売米問屋、同仲買、両替屋等に多有之、直段のさかりを請潰れ候者数多有之様相聞候事」(大阪市史第三卷一一二頁)とあることからみて、ここでは金銀の相場取引の意味と思わ

れる。

(81) 八王子(織物)のこと。

(82) 当時三井家が引受けていた公儀御用は、大坂御金蔵銀の御為替御用と御納戸方御用の二つが代表的なものであった。

(83) 番状は、年ごとに一番から始まる番号を付した店の公用状のことで、番号外の店状を無番状と呼んでいた。

(84) 三井同苗の籍は、その居住地に拘わりなく、みな伊勢松坂にあった。当時の松坂は紀州藩勢州領一八万六三〇〇石余の中心地で、松坂城代、勢州奉行、松坂町奉行らが駐在していた。『松坂権輿雑集』『南紀徳川史』参照。

(85) 三井家では戸籍のある松坂に連家の一つである松坂北家を同地に常住させていたので、同家の家名前である則右衛門名義で町年寄役を勤めることが多かった。

(86) 大夢公は常州笠間の領主牧野備後守成貞である。寛永一一年(一六三四)に生まれ、万治三年(一六六〇)以来、綱吉の側近となり、勢威を振った。三井家は注(82)の幕府御用の引受けに際して成貞の配慮を得て以来、特殊な関係を保ち続けていた。

(87) 「くんじょう成り」の意未考。

(88) 享保九年(一七二四)末の元ノ役は次の通りである。

京都中西宗助(本店)

小林宗兵衛(〆)

岡本伝右衛門(〆)

橋井利兵衛(本店)

松野次兵衛(両替店)

江戸脇田太右衛門(本店)

遠山忠兵衛(両替店)

(89) 同苗九軒の「身上一致」が、この条項に至って宗寿の遺書の「兄弟一致」によって正当化され、かつ九軒の当主は年令にかかわらずなく「分限相應之格を以て」序列された兄弟の間柄にあるものと認め合い、その証として兄弟並みの忌服をうけ合うべきことを、子孫を規制する「家法」として定められている。

(90) 遺書と同じ日付で作られた宗竺の「家伝記」のことである。

(91) 宗竺の弟高治の「商売記」も宗竺の遺書、家伝記と同じ日付で作られている。

(92) このあとにある同苗の連判のうち、本文中に注記した通り一三人目の新八以下が異筆になっている。これは、この条項に遵って、順次追加連判が行われたことを示す。

(93) 新町家初代高治。注(4)参照。

(94) 室町家初代高伴。注(5)参照。

(95) 南家初代高久。注(9)参照。

(96) 出水家初代高春。注(10)参照。

(97) 北家三代高房。注(29)参照。

(98) 中立売家二代高勝。注(44)参照。

(99) 新町家二代高方。

(100) 室町家二代高遠。

(101) 南家二代高博。

(102) 出水家二代高副。

(103) 松坂北家初代高古。注(15)参照。

(104) 松坂家二代高邁。

(105) 松坂北家二代高豊。

(106) 小野田家二代孝紀。

(107) 北家四代高美。

(108) 新町家二代高弥。

(109) 室町家三代高興。

(110) 家原家初代政名。

(111) 松坂家三代高峙。

(参考)

宗竺遺書と共に三井八郎右衛門家に伝わった「遺言状添書」一通があるので、次にその全文を掲げておく。第一条に「先達て遺書相認置候条云々」とあるから、後日の追補であるが、日付が欠けている。但し第二条に「宗清儀」とあって、遺書本文の請連印に八郎右衛門と書かれている宗竺の嗣子高房が剃髪して宗清を名乗った享保一九年から、宗竺の歿した元文二年までの間に作られたものであることが推測される。

(表包ウラ書)

「宗竺居士遺状添書」

巻通

遺言状添書

- 我等存念家法一卷先達而遺書相認置候条、弥其趣子孫永々相守家業相統可致候
- 一 宗清儀弥親分相建候而万端是迄之通ニ相統可致候、尤代も替り申候間是迄方も一段諸事相慎、人々暮等之儀益致候
- 一 約賄方建之通相心得、世上方も取沙汰無之様ニ風駄万事古道ニ同苗相心得可被申候
- 一 中川之義我等存命之内は常宇・常立家業相忘申仕方故儀絶致置候処、如案之工面ニ成行申候、是以各心得可有事ニ候、併当清二郎義甥之儀ニ候間、あの方之存念次第ニ親類之出会可被致候、乍去常立へハ参会無用ニ可致候⁽¹¹²⁾
- 一 宗秀跡之儀此度娘共へ先達而退銀之内讓銀差遣シ申候、残り之銀子元方ニ差置候而後々治左衛門悻等も有之、其者見届ケ被申候ハ、為元手銀差遣シ可被申候、夫共不埒之者ニ候ハ、両人之娘之内子共見立遣シ可被申候
- 一 先達而藤右衛門宗助治郎兵衛へ以書付名字之義存念申渡し置候、其内藤右衛門儀は及老年申候故、存命之内名乗せ申候、宗助名跡不埒者ニ付未相究不申候由、追而右之名跡相定致相統候ハ、藤右衛門跡宗助跡治郎兵衛方右三軒名字名乗せ可被申候
- 右之外之儀は遺書ニ申置候間、弥其旨相守同苗共益上下和熟致、上たる者之下知を能相用ひ手代共ハ殊更申合候而下を相恵ミ家相統致候様ニ心得可有之候、以上

宗竺 □ (黒印)

惣同苗中

(112)

宗清(高房)が正式に親分の地位については宗竺の死後

である元文三年正月であるから、この条項は自分が死んだら、

宗清を親分に立て、万事をこれまで自分の親分時代通りに行えという意味で書かれたものと思われる。

(113)

中川家は清三郎を世襲名とする松坂の旧家で江戸の米商兼本両替商として栄え、高利の妻かね（弄讚）の実家として三井家との縁が深く、延宝九年九月付の清三郎（常故）の遺書も高利夫妻に宛てられていたほどであった。しかし常故の嗣子常宇とその弟常立が仏教を深く信じ、菩提寺清光寺のために資産を傾けた。このことは宗竺遺書の本文にも述べられているが、宗竺は同家との縁を断ってきたのを、再建の目途がついたこの時期に復縁することに改めたのである。

(114)

注（45）参照。宗秀は三井家から義絶されたのち石井宗左衛門を名乗って、享保十七年に伏見で歿した。三井家では義絶後もその女子たちへの配慮を断たなかったのである。

(115)

著功のあった手代三人に対して三井姓を与えることを表明したという意味である。藤右衛門は脇田氏、宗助は中西氏、治郎兵衛は松野氏で、藤右衛門は江戸の呉服店、宗助は京都の呉服店、治郎兵衛は京都両替店の確立に大きな寄与を果した。注（88）参照。

（本稿は三井・山口の草稿をもとに、松本四郎が注記の多くを追補し、中井信彦が全文に加筆して成稿した。）